

# 助成金申請書類作成の手引き

令和3年12月  
燃料電池自動車用水素供給設備  
需要創出活動費支援事業  
(設備運営費)

## (お問い合わせ先・申請書の提出先)

公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階

TEL：03-5990-5159

ホームページ：

[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen\\_act](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_act)

受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9：00～17：00（12時～13時は除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。



## 目次

1	事業概要	1
1.1	目的	1
1.2	事業スキーム	1
1.3	スケジュールフロー	2
2	助成内容	3
2.1	設備運営費助成対象者（交付要綱第3条参照）	3
2.2	設備運営費助成対象経費（交付要綱第4条参照）	3
2.3	設備運営費助成対象期間（交付要綱第5条参照）	4
2.4	設備運営費助成金額（交付要綱第6条参照）	4
3	交付申請	6
3.1	申請手続き（交付要綱第7条及び24条参照）	6
3.2	申請書類の提出（交付要綱第7条及び第24条参照）	7
3.3	申請にあたっての留意事項	8
3.4	設備運営費交付決定（交付要綱第8条参照）	8
3.5	交付の条件（交付要綱第9条参照）	8
3.6	申請の撤回（交付要綱第10条参照）	9
3.7	設備運営費助成事業の内容変更に伴う申請等（交付要綱第11条参照）	9
3.8	実績報告（交付要綱第12条参照）	9
3.9	助成金の額の確定（交付要綱第13条参照）	10
3.10	設備運営費助成金の請求及び交付（交付要綱第14条参照）	11
4	その他	12
4.1	債権譲渡の禁止（交付要綱第15条参照）	12
4.2	交付決定の取消し（交付要綱第16条参照）	12
4.3	設備運営費助成金の返還（交付要綱第17条参照）	12
4.4	違約加算金（交付要綱第18条参照）	12
4.5	延滞金（交付要綱第19条参照）	13
4.6	他の助成金等の一時停止等（交付要綱第20条参照）	13
4.7	助成事業の経理（交付要綱第21条参照）	13
5	提出書類チェックリスト	14

## 助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としましても、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業における燃料電池自動車用水素供給設備の設備運営費に関する助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 当法人は、必要に応じて本事業の実施状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

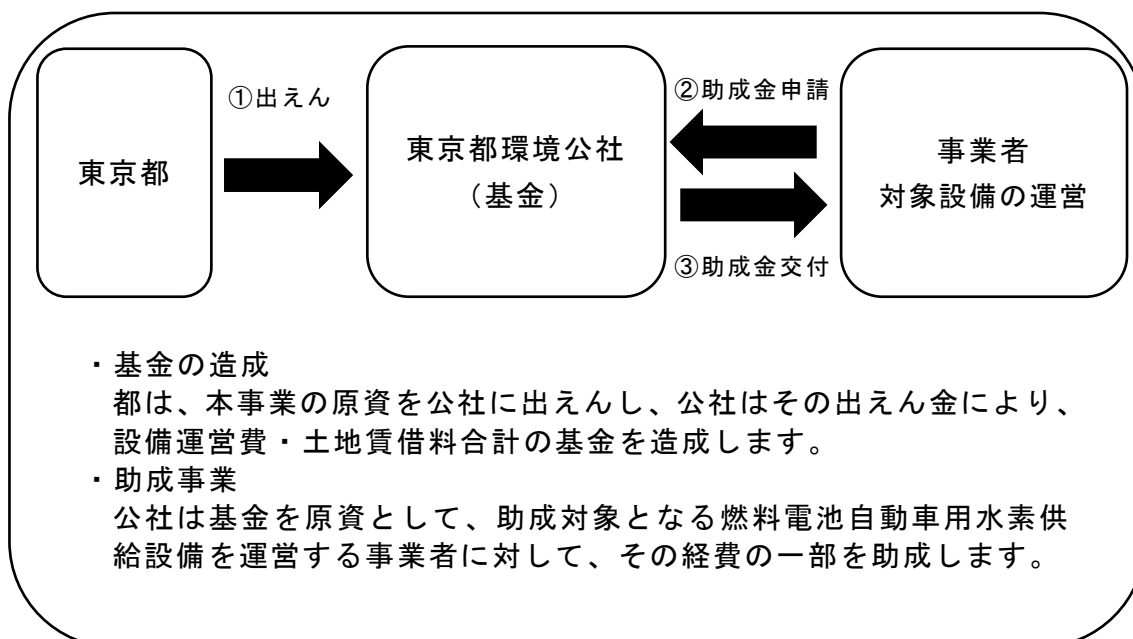
公益財団法人 東京都環境公社

# 1 事業概要

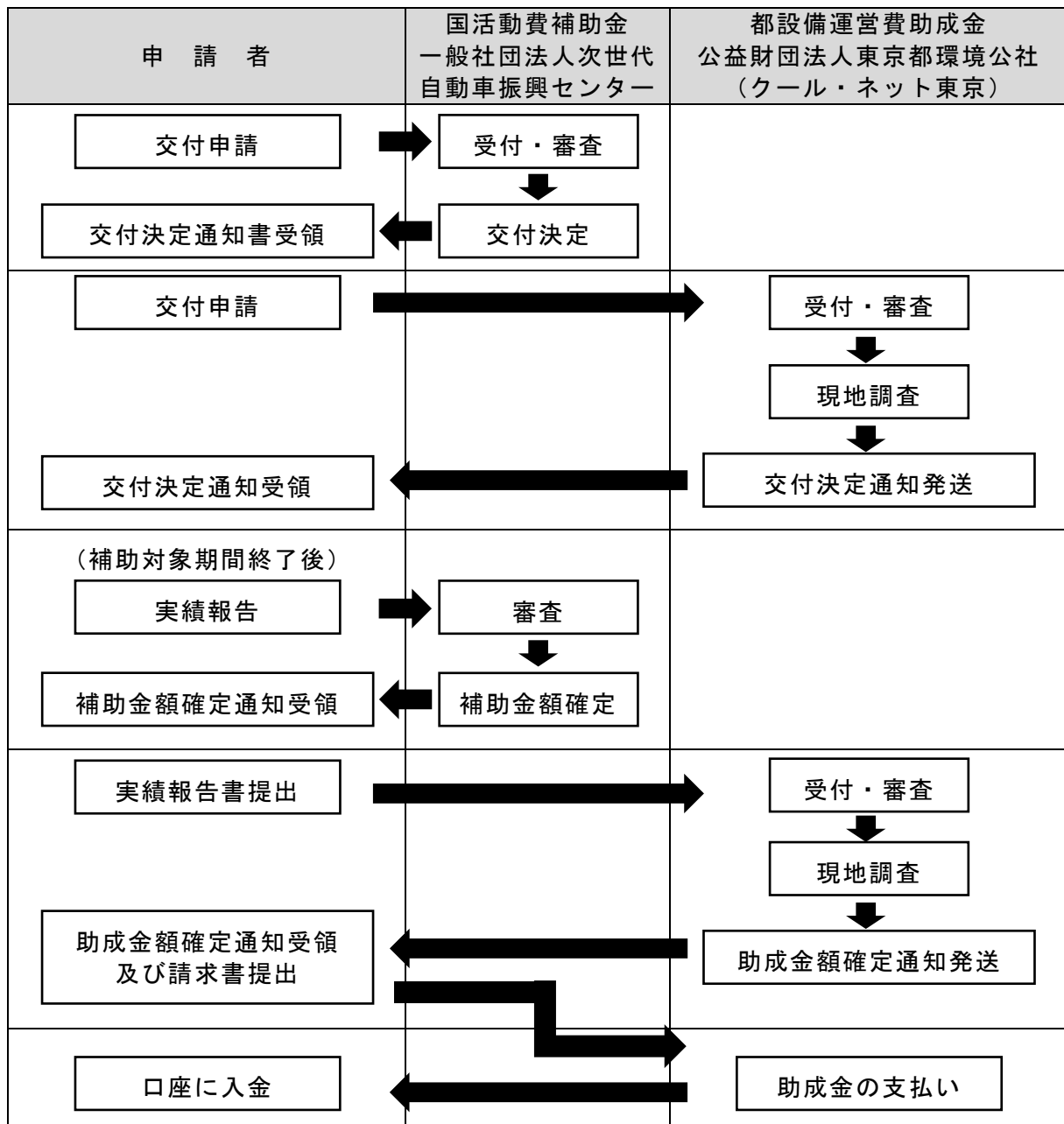
## 1.1 目的

燃料電池自動車用水素供給設備需要創出活動費支援事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が、事業者の燃料電池自動車用水素供給設備の運営において、その設備運営費の一部を助成することにより、東京都内（以下「都内」という。）における水素供給設備の導入を促進することを目的に実施するものです。

## 1.2 事業スキーム



### 1.3 スケジュールフロー



※ 交付申請時、公社は申請書類の内容を確認し、設備運営費助成金を交付すべきものと認めたときは、公社の基金の範囲で、設備運営費助成金の交付を決定します。

※ 公社が受付した申請書類に不備がある場合、公社が申請者に修正を求めた日の翌日から起算して 20 日以内に、申請者が当該不備の修正を行わないときは、その申請は、撤回されたものとみなすことがあります。

※ 設備運営費助成期間終了後、公社は実績報告の内容を確認し、交付決定の内容及び付した条件に適合すると認めたときは、設備運営費助成金の額を確定します。

※ 公社は請求書の受理後、設備運営費助成金の交付対象者に対し、指定された口座に助成金を支払います。

## 2 助成内容

### 2.1 設備運営費助成対象者（交付要綱第3条参照）

設備運営費助成金の交付対象者（以下「設備運営費助成対象者」という。）は、経済産業省が実施する「燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業」（以下「国活動費補助事業」という。）に係る補助金（以下「国活動費補助金」という。）の交付決定を受けた水素供給設備を都内で運営する大規模事業者及び中小事業者とします。

なお、以下に該当するものは除きます。

- ・ 過去に税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められないもの

### 2.2 設備運営費助成対象経費（交付要綱第4条参照）

設備運営費助成金の交付対象となる経費（以下「設備運営費助成対象経費」という。）は、「2.3 設備運営費助成対象期間」に定める設備運営費助成対象期間に係る国活動費補助金の交付決定を受けた設備運営費とします。

なお、設備運営費助成対象者の種別に応じて、算定方法は次のとおりとします。

ア 燃料電池バス対応水素供給設備（水素供給能力（燃料電池自動車への平均的な水素充填能力をいう。）が 300 Nm<sup>3</sup>/h 以上であって、ピーク時に 500 Nm<sup>3</sup>/h の水素を充填可能な能力を有するもの、もしくは同等の性能を有すると認められるもの（※）をいう。）

$$Y = X \times E / 282$$

イ ア以外の水素供給設備

$$Y = X \times E / 282 \times (1 - A / (B \times 60))$$

この式において、A、B、X、Y及びEは、それぞれ次の値を表すものとします。

A 水素供給設備として燃料電池自動車等に充填した水素量（kg）に基づき求めた充填時間（単位 分）

B 総営業時間。移動式の営業時間には、移動時間、移動前の整備点検時間、当該設備への水素充填時間を含む。（単位 時間）

X 国活動費補助事業における計算前に計上された補助対象経費の総額（単位 円）

Y 補助対象経費（単位 円）

E 国活動費補助事業補助金交付申請書・実績報告書作成要領に基づき計算した国活動費補助事業の補助対象期間中に水素供給設備が商用運用された日数（単位 日）

※国活動費補助金の申請における供給方式は燃料電池バス対応ではないが、燃料電池バスを定期的に受け入れている場合。

### 2.3 設備運営費助成対象期間（交付要綱第5条参照）

設備運営費助成対象期間は、国活動費補助金の交付決定日又は水素供給設備の運営開始日（※）のいずれか遅い日から国活動費補助金の交付決定を受けた年度の2月末日までとします。

※定置式の水素供給設備の場合は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第21条第1項の規定による届出を行った高圧ガスの製造を開始した日を指す。

移動式の水素供給設備の場合は、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第8条第2項第1号りの規定による届出を行った移動式充填車による高圧ガスの充填を行う最初の日を指す。

### 2.4 設備運営費助成金額（交付要綱第6条参照）

設備運営費助成金額は、国活動費補助金における、水素供給設備の供給方式の区分及び設備運営費助成対象者の種別に応じて次に掲げる金額とします。

ア 国活動費補助金において、水素供給設備の供給方式が燃料電池バス対応の区分で交付決定を受けている場合

（ア）大規模事業者 設備運営費助成対象経費から国活動費補助金の確定額に $7/5$ を乗じた額を差し引いた額の $1/2$ の額

（イ）中小事業者 設備運営費助成対象経費から国活動費補助金の確定額に $7/5$ を乗じた額を差し引いた額

イ アに該当しない場合

（ア）大規模事業者 設備運営費助成対象経費から国活動費補助金の確定額に $3/2$ を乗じた額を差し引いた額の $1/2$ の額

（イ）中小事業者 設備運営費助成対象経費から国活動費補助金の確定額に $3/2$ を乗じた額を差し引いた額

設備運営費助成金の交付額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。ただし、上限額は表1のとおりとします。



表 1 設備運営費助成金額の上限

設備運営費助成対象者	燃料電池バス対応の有無	上限額
大規模事業者	燃料電池バス非対応	500万円
	燃料電池バス対応1系統(※)	1,000万円
	燃料電池バス対応2系統(※)	2,000万円
中小事業者	燃料電池バス非対応	1,000万円
	燃料電池バス対応1系統(※)	2,000万円
	燃料電池バス対応2系統(※)	4,000万円

※系統とは、圧縮機又は液化水素ポンプからディスペンサーまでの設備の構成を指す。

### 3 交付申請

#### 3.1 申請手続き（交付要綱第7条及び24条参照）

申請受付期限

**受付期限 令和4年2月28日（月曜日）17:00必着**

設備運営費助成金の交付を受けようとする設備運営費助成対象者は、国活動費補助金の交付決定通知を受けた後に（既に国活動費補助金の交付決定を受けた場合にあつては、設備運営費助成金の申請受付開始後に）、速やかに交付申請書（第1号様式）、誓約書（第2号様式）及び以下の表2に掲げる書類をとりまとめた上で受付期限（令和4年2月28日（天災地変等申請者の責めに帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合にあつては、公社が認める期間）までに原則、電子申請システム「J グランツ」を活用して申請書類をアップロードしてください。

申請は、次の内容に該当するものとします。

- ・ 複数の水素供給設備に関し申請をする場合にあつては、1設備毎に行うこと。移動式においては1台の車両毎に行うこと。
- ・ 設備運営費助成対象期間において実施する水素供給設備の運営に要する経費であること。

なお、申請は、先着順に受け付けるものとし、実施要綱に基づく全ての助成金の交付申請額の合計が公社の予算の範囲を超えた日（以下「予算超過日」という。）をもって、申請の受付を終了します。予算超過日に複数の申請があつた場合は、当該複数の申請について抽選を行い、実施要綱に基づく全ての助成金の交付申請額の合計が公社の基金を超えない範囲で受理するものを決定します。

表2 交付申請書添付書類

書類名	備考
国活動費補助金の申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 国活動費補助金の交付規程（以下「国規程」という。）第6条第1項に基づく一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）への申請に係る以下の書類の写し<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 交付申請書及び付表1</li><li>➤ 補助対象経費の計算シート（様式1添付1）</li><li>➤ 新規需要創出活動計画書</li></ul></li></ul>
国活動費補助金の交付決定通知書	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）の写し</li></ul>
申請者の証明書類 （書面提出の場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"><li>➤ 申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む。）の場合（連名で申請をす</li></ul>

	<p>る場合を含む。)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ①登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（発行から3か月以内のものに限る。写しでも可）</li> <li>➤ ②財務諸表（直近1か年分）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 申請者が個人事業者の場合（連名で申請をする場合を含む。)</li> <li>➤ 運転免許証、写真付き住民基本台帳カード、パスポートのいずれかの写し</li> <li>➤ ②確定申告書B（直近1か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から3か月以内のものに限る。）の写し</li> </ul>
都内での運営に係る経費であることが確認できる書類（都外でも移動式の水素供給設備を運営する場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 移動式の水素供給設備において、東京都外でも運営する場合は、都内での運営に係る部分を説明するもの</li> </ul>
中小事業者であることが確認できる書類 （中小事業者が書面提出する場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 従業員数が確認できる公的書類（現在事項（又は履歴事項）全部証明書又は財務諸表で中小企業であることが確認できる場合は不要）</li> </ul>
その他公社が定めるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国活動費補助金の申請において、供給方式が燃料電池バス対応ではなく、燃料電池バスを定期的に受け入れている場合は、交付申請時までの国活動費補助金の報告書様式H-1を提出</li> </ul>

### 3.2 申請書類の提出（交付要綱第7条及び第24条参照）

#### <提出方法>

原則、デジタル庁の電子申請システム「J グランツ」を活用して申請書類をアップロードしてください。様式は公社のホームページからダウンロードしてお使いください。「J グランツ」を活用した電子申請にあたっては、G ビス ID の取得（無料）が必要です。申請から取得まで2～3週間を要しますのでお早めに準備してください。

「J グランツ」の操作方法は「J グランツ」のクイックマニュアル等をご参照ください。具体的な申請手法は個別に公社までご連絡ください。

#### <J グランツのページ>

<https://www.jgrants-portal.go.jp/>

<申請様式のダウンロードページ>

[https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen\\_act](https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/hydrogen_act)

<G ビズ ID のページ>

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

### 3.3 申請にあたっての留意事項

- (1) 審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際は御協力をお願いいたします。
- (2) 審査中の途中経過に関するお問い合わせには、一切応じかねますのであらかじめ御了承ください。
- (3) 選考に係わる審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・提出等に係る経費は、設備運営費助成対象者の自己負担になります。
- (4) 交付決定後、設備運営費助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限することがあります。
- (5) 職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には、審査対象から除外させていただきます。

### 3.4 設備運営費の交付決定（交付要綱第8条参照）

公社は、設備運営費助成金の交付の申請を受けた場合は、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、公社の基金の範囲内で設備運営費助成金の交付又は不交付の決定を行います。

設備運営費助成金を交付する場合にあつては交付決定通知書（第3号様式）により、不交付とする場合にあつては不交付決定通知書（第4号様式）により通知します。

### 3.5 交付の条件（交付要綱第9条参照）

公社は、設備運営費交付決定に当たっては、本事業の目的を達成するため、設備運営費助成金の交付決定の通知を受けた設備運営費助成対象者（以下「設備運営費被交付者」という。）に対し、交付の条件として、次に掲げる条件を付すものとします。

- (1) 交付要綱並びに設備運営費助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従うこと。
- (2) 公社が設備運営費助成対象事業（以下「助成事業」という。）の適正な執行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- (3) 本事業に係る都から公社への委託が終了しているときは、前号中「公社」とあるのは「都」と読み替えて適用する。

### 3.6 申請の撤回（交付要綱第10条参照）

設備運営費被交付者は、設備運営費助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、設備運営費助成金の交付決定の通知を受領した日から14日以内に交付申請撤回届出書（第5号様式）を公社に提出し、申請の撤回をすることができます。

### 3.7 設備運営費助成事業の内容変更に伴う申請等（交付要綱第11条参照）

設備運営費被交付者は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ助成事業内容変更申請書（第6号様式）を提出しなければなりません。

公社は、変更の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認し、その旨を助成事業内容変更申請承認通知書（第7号様式）により、通知します。

なお、承認に当たり、必要に応じ条件を付する場合があります。

- ・ 設備運営費助成事業の内容（ただし事業の目的・効果に影響を与えない事業計画の細部の変更である場合を除く）を変更しようとするとき。
- ・ 設備運営費助成事業の全部又は一部を他に継承しようとするとき。
- ・ 設備運営費助成事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

上記の内容の変更は、次に掲げるものとします。

- ・ 水素供給設備の仕様又は能力
- ・ 水素供給設備を設置する事業所の住所
- ・ 移動式の水素供給設備の運営場所及び当該場所数
- ・ 運営開始日の大幅な変更
- ・ その他公社が本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認める内容

設備運営費被交付者は、住所、名称及び代表者氏名の変更があった場合は、速やかに変更届出書（第8号様式）を提出してください。

### 3.8 実績報告（交付要綱第12条参照）

設備運営費被交付者は、国活動費補助金において交付すべき額が確定し、その旨の通知を受けた日から起算して30日以内に、実績報告書（第9号様式）及び表3に掲げる書類により助成事業の実績について公社に報告しなければなりません。

表3 実績報告書添付書類

書類名	備考
国活動費補助金の実績報告書	➤ 国規程第14条第1項に基づくセンターへ の実績報告に係る以下の書類の写し ➤ 実績報告書（様式第8）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 実績報告書記入用計算シート（様式 8 添 3）</li> <li>➤ 補助対象経費明細書（最終確定）（様式細 4 - 2 別添）</li> <li>➤ 利益排除後の補助対象経費の計算シート（様式 8 添付 1 - 1）</li> <li>➤ 報告書様式 H-2</li> <li>➤ 報告書様式 H-3</li> <li>➤ 報告書様式 H-6</li> <li>➤ 活動報告</li> </ul>
国活動費補助金の確定通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国規程第 15 条第 1 項の規定に基づきセンターが発行する確定通知書（様式第 10）の写し</li> </ul>
申請者の証明書類※ （書面提出の場合に限る）	<p>&lt;申請者が法人（地方公共団体が出資する法人を含む。）の場合（連名で申請をする場合を含む。）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）（発行から 3 か月以内のものに限る。写しでも可）</li> <li>➤ 財務諸表（直近 1 か年分）</li> </ul> <p>&lt;申請者が個人事業者の場合（連名で申請をする場合を含む。）&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 運転免許証又は写真付き住民基本台帳カード若しくはパスポートの写し</li> <li>➤ 確定申告書 B（直近 1 か年分）又は銀行の当座預金口座開設に関する証明書（発行から 3 か月以内のものに限る。）の写し</li> </ul>
その他会社が定めるもの	<p>&lt;国活動費補助金の申請において、供給方式が燃料電池バス対応ではなく、燃料電池バスを定期的に受け入れている場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 活動報告国活動費補助金の報告書様式 H-1</li> </ul>

※交付申請時から変更がない場合、添付不要

### 3.9 助成金の額の確定（交付要綱第13条参照）

公社は、実績報告を受理し、当該報告の内容についての書類審査及び必要に応じて実施する現地調査等により、その内容が設備運営費助成金の交付決定内容及びこ

れに付した条件に適合すると認めるときは、交付する助成金額を確定し、速やかに設備運営費被交付者に対して額の確定通知書（第 10 号様式）により通知するものとします。

### 3.10 設備運営費助成金の請求及び交付（交付要綱第14条参照）

設備運営費被交付者は、額の確定通知書を受けた後、公社に請求書（第 11 号様式）を提出しなければなりません。

公社は、請求書を受領した後、指定の口座に振込の手続きを行います。

## 4 その他

### 4.1 債権譲渡の禁止（交付要綱第15条参照）

設備運営費被交付者は、交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に対して譲渡をし、又は承継をさせてはいけません。ただし、公社の承認を事前に得た場合はこの限りではありません。

### 4.2 交付決定の取消し（交付要綱第16条参照）

次に掲げる事項に一つでも該当すると認められる場合は、設備運営費助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 交付決定の内容又は目的に反して設備運営費助成金を使用したとき。
- (3) 本事業に係る公社の指示に従わなかったとき。
- (4) 交付決定を受けたもの（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (5) 燃料電池自動車新規需要創出活動補助事業による補助金の補助金交付決定取消通知書又は返還命令書の通知を受けたとき。
- (6) その他、設備運営費助成金の交付の決定の内容、これに付した条件、その他法令、又は東京都の要綱に基づく命令に違反したとき。

公社は、上記によって取消しを行った場合は、速やかに当該設備運営費助成対象者に通知を行います。

### 4.3 設備運営費助成金の返還（交付要綱第17条参照）

公社は、設備運営費被交付者に対し、「4.2 交付決定の取消し」による取消しを行った場合において、既に交付を行った設備運営費助成金があるときは、当該設備運営費被交付者に対し、期限を付して当該設備運営費助成金の全部又は一部の返還を請求します。

設備運営費被交付者は、設備運営費助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該設備運営費助成金を公社に返還しなければなりません。

設備運営費被交付者は、設備運営費助成金の返還をしたときは、公社に対し、返還報告書（第12号様式）を提出してください。

### 4.4 違約加算金（交付要綱第18条参照）

公社は、「4.3 設備運営費助成金の返還」による返還請求を行ったときは、当該設備運営費被交付者に対し、設備運営費助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求します。



設備運営費被交付者は、違約加算金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

#### 4.5 延滞金（交付要綱第19条参照）

「4.3 設備運営費助成金の返還」による返還請求を受けたにも関わらず、当該設備運営費被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該設備運営費被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求します。

設備運営費被交付者は、延滞金の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

#### 4.6 他の助成金等の一時停止等（交付要綱第20条参照）

公社は、設備運営費被交付者に対し、設備運営費助成金の返還を請求し、設備運営費被交付者が当該設備運営費助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺します。

#### 4.7 助成事業の経理（交付要綱第21条参照）

設備運営費被交付者は、設備運営費の助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠書類を整備し、公社が設備運営費助成金の額の確定をした日の属する公社の会計年度の終了の日から5年間保存しておかなければなりません。

## 5 提出書類チェックリスト

### 交付申請書提出時書類チェックリスト

No	書類名	備考	確認
1	交付申請書（第1号様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1設備毎に申請を行います。</li> </ul>	
	交付申請書（第1号様式付表1）		
	交付申請書（第1号様式付表2）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 移動式のみ提出</li> <li>➤ 1台の車両毎に申請を行います。</li> </ul>	
2	誓約書（第2号様式）		
3	国活動費補助金の申請書	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国規程第6条第1項に基づくセンターへの申請に係る以下の書類の写し               <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 交付申請書及び付表1</li> <li>➤ 補助対象経費の計算シート（様式1添付1）</li> <li>➤ 新規需要創出活動計画書</li> </ul> </li> </ul>	
4	国活動費補助金の交付決定通知書	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国規程第7条第2項の規定に基づきセンターが発行する交付決定通知書（様式第2）の写し</li> </ul>	
5	都内での運営に係る経費であることが確認できる書類（都外でも移動式の水素供給設備を運営する場合に限る。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 移動式の水素供給設備において、東京都外でも運営する場合は、都内での運営に係る部分を説明するもの</li> </ul>	
6	その他公社が定めるもの	<p>＜国活動費補助金の申請において、供給方式が燃料電池バス対応ではなく、燃料電池バスを定期的に取り入れている場合＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 交付申請時までの活動報告国活動費補助金の報告書様式H-1</li> </ul>	

実績報告書提出時書類チェックリスト

No	書類名	備考	確認
1	実績報告書（第9号様式）	➤ 1設備毎に報告を行います。	
	実績報告書（第9号様式付表1）		
	実績報告書（第9号様式付表2）	➤ 移動式のみ添付 ➤ 1台の車両毎に報告を行います。	
2	国活動費補助金の実績報告書	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 国規程第14条第1項に基づくセンターへの実績報告に係る以下の書類の写し</li> <li>➤ 実績報告書（様式第8）</li> <li>➤ 実績報告書記入用計算シート（様式8添3）</li> <li>➤ 補助対象経費明細書（最終確定）（様式細4-2別添）</li> <li>➤ 利益排除後の補助対象経費の計算シート（様式8添付1-1）</li> <li>➤ 報告書様式H-2</li> <li>➤ 報告書様式H-3</li> <li>➤ 報告書様式H-6</li> <li>➤ 活動報告</li> </ul>	
3	国活動費補助金の確定通知書	➤ 国規程第15条第1項の規定に基づきセンターが発行する確定通知書（様式第10）の写し	
4	その他会社が定めるもの	<p>&lt;国活動費補助金の申請において、供給方式が燃料電池バス対応ではなく、燃料電池バスを定期的に受け入れている場合&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 活動報告国活動費補助金の報告書様式H-1</li> </ul>	

燃料電池自動車用水素供給設備  
需要創出活動費支援事業  
(設備運営費)  
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集 令和3年12月  
公益財団法人東京都環境公社  
東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)  
〒163-0810  
東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿 NSビル 10階  
TEL：03-5990-5159